

岡山県国民保護協議会条例

平成十七年三月十八日

岡山県条例第十号

(目的)

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第三十八条第八項の規定により、岡山県国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第二条 協議会は、委員四十人以内で組織する。

(会長の職務代理)

第三条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第五条 協議会に、協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐させるため、必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

(部会)

第六条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第七条 協議会の庶務は、総務部において行う。

(その他)

第八条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。